

# JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）

## 12. ガバナンス

### 1. グローバル・アジェンダの目的

#### （1）グローバル・アジェンダ目的（目指すべき姿、社会）

人身や言論の自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値が実現し、一人一人の国民が人間として尊重され、幸福である社会を目指し、こうした理念の実現に寄与する民主的かつ包摂的なガバナンスの強化を支援する。具体的には、主として行政及び司法、メディアにおける制度構築・改善及びこれを担う人材の育成を行うことを目的とする。

すなわち、行政及び司法制度が、こうした普遍的価値を具現化する制度として構築・運用されることにより、それぞれ国民の権利を保障するという機能を発揮できる状態を目指す。また、普遍的価値が実現されるためには、国民が様々な情報にアクセスし、自らの意見を表明し、広く議論を行う前提として、メディアが、自由に情報発信を行うことが可能であり、そうした情報を通じて、一人一人の国民が自らの意見をまとめ、発表できる社会が重要であり、そうした社会が担保されるための制度が構築され、適切に運用される状態を目指していく。

#### （2）クラスターでの目的・到達目標

本グローバル・アジェンダでは、上記の目的の実現のため「法の支配の実現」と「公務員及び公共人材の能力強化」の二つのクラスターを設定している。また、グローバル・アジェンダ「運輸交通」の海上保安能力強化クラスターについては、海洋における法の支配の実現の観点から本グローバル・アジェンダの目的達成にも貢献するものである。

- 1) 「法の支配の実現」：普遍的な価値（基本的人権、自由、平等）を踏まえた、法令の整備・運用、司法アクセスの向上、公共放送とメディアに関する制度の整備・改善及びそのための人材育成を目的とする。
- 2) 「公務員及び公共人材の能力強化」：普遍的価値に基づいて適正かつ効率的な行政サービスを提供できる中央・地方の公務員制度の構築、人材育成を図るとともに、国民へのサービスデリバリーに必要な計画立案、事業実施の能力の強化を図る。
- 3) 「海上保安能力強化」：国際場裏、とりわけインド太平洋における法の支配の実現の観点から、海上における法執行能力の強化を図る。

### 2. 課題の現状と分析及び目的設定の理由

#### （1）課題の現状と分析

- 法の支配は、人身や言論の自由等基本的人権や民主主義といった普遍的価値の実現の基礎となる概念である。すなわち、国家の指導者を含むすべての国民が法の下におかれ、国民の権利や自由が恣意的に侵されないことは、国家のみならず、経済・社会全般の発展を促していく上で、重要な前提条件となる。
- また、SDGs においては、Goal16 のターゲット 16.3「国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する」、ターゲット 16.6

「あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる」、ターゲット 16.7「あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する」及びターゲット 16.10「国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する」が本クラスターの目的に関係する。

- Freedom House が毎年発表している Freedom in the World（最新版は 2021 年）によれば、世界の民主主義の状況は 15 年連続で後退し、これに伴い、自由が享受されている国が減少し、自由ではない国が増加している。また、COVID19 の蔓延は、感染予防を理由に、自由が、感染予防に必要な限度を超えて制約を受ける事態を引き起こしているとの問題提起もされている。
- World Justice Project（以下「WJP」という）による Rule of Law Index は、法と行政に関する①政府権限に対する制約、②腐敗防止、③政府の公開度、④基本的権利、⑤秩序と治安、⑥規制の執行、⑦民事司法、⑧刑事司法の 8 項目に基づき各国の状況を評価している。2020 年レポートによれば、西欧諸国等（19 ヶ国）の指数平均が 0.79 あるのに対し、低中所得国（30 か国）では、最高のガーナ（0.57）においても、西欧諸国等の平均と 0.2points 以上離れており、グループ内でもっとも低いカンボジアは、0.33 となっており、さらに大きな開きがある。一方、低所得国（19 か国）では、最高のルワンダが 0.62、最下位のコンゴ民主共和国が 0.34 で、西欧諸国等との格差のみならず、グループ内でも大きなばらつきが生じている。
- また、個々人の観点では、WJP は 2019 年に、Measuring the Justice Gap というレポートで、世界で、何らかの民事・行政上の問題に関する法的解決に対するニーズを有していながら、何らの対応も得られていない者が 14 億人、さらには、極めて不正義な状況におかれている者が 2.5 億人に上ると推計している。
- 各国の国内のみならず、国際場裏においても、法の支配の実現は重要であり、国際法が適切に執行される必要がある。しかしながら、特に海洋法の執行に関しては、各国の態勢は、まだまだ脆弱であり、更なる強化が必要である。
- 行政については、世界銀行が、World Governance Index で 7 項目の分析を行っているが、例えば、Voice and Accountability、Government Effectives のいずれにおいても、アジア・アフリカ・大洋州諸国の大半の国が下位 50%のグループに属している。これは、中央から地方に至るあらゆるレベルにおける良い統治、幅広い参加と説明責任を担保した民主的制度・体制の構築といった多くの点に課題が存在しているからである。
- メディアに関しては、World Press Freedom Index 2020 によれば、指数 25 以下が報道の自由の観点で満足できる状況と判定されるが、この上位二つの分類に該当する開発途上国はジャマイカ、コスタリカ、ウルグアイ、スリナム、サモア、ナミビア、カーボベルデ、ガーナ、南アフリカ共和国、ブルキナファソ、ボツワナ、パプアニューギニア、セネガルの 13 ヶ国に留まる。一方、ネパール、南スーダン、ミャンマー等が困難な状況（Score 35~54）（43 ヶ国）又は重大な状況（Score 55 超）（19 ヶ国）に分類されている。
- このように、民主主義総体、司法、行政、メディアいずれの観点においても、解決すべき課題が多いと言える。こうした状況下で、法の支配を実現していくためには、法

起草、法執行、紛争解決が適正に機能し、それぞれの段階を通じて、国民が法にアクセスすることができることが重要な前提となる。この場合に法にアクセスすることは、形式的に法令が公開されているだけではなく、実質的な意味でのアクセス可能性、すなわち、法が国民の意見を踏まえて制定されたものであり、その内容が十分に平易で国民にとって理解可能であること、法の内容が、国民にとって履行可能であること、行政及び司法の手続きが法に基づいて運用されること、さらには自己の権利が侵害された場合には、そうした問題を解決する仕組みが用意されており、自力でこうした問題解決の仕組みにアクセスできない者に対しては支援が提供されること（いわゆる司法アクセス）までを含む概念と言いうる。

- こうした理解に基づき、開発途上国の状況を分析すると、法令そのものは何らかの形で制定されているものの、アジア諸国を中心に、依然として旧植民地時代に制定された法令が有効であり、多くの国民にとって、その内容が理解できないといった国も残されている。また、法令が制定されている場合であっても、その運用・執行段階では、行政や司法における法令解釈が一貫性を欠き予見性が低いこと、裁判等紛争解決のための仕組みの機能不全、さらには紛争を抱える国民に対する支援の欠如等の課題が存在している。
- また、公務員における腐敗の存在、政府の諸手続きが十分に公開されていない及び法令に基づく規制が執行されていない等の様々な問題や行政サービスが十分に提供されず、そうした不利益を被っている国民が救済される仕組みがないという課題も存在する。こうした課題に対処していく上で、公務員が能力を踏まえ、公正な手続きに基づき、広く国民から採用されること、公務員の自らの役割に対する意識及び能力が向上すること、公務員の清廉度を高めること、行政サービスの提供に必要な能力を体得すること、さらには行政と国民の関係に関する理解を深めることが求められる。
- 報道の自由については、国家によるメディアの介入等まだまだ制約があり、国民が意思決定を行っていく上で必要となる情報の発信については改善の余地が大きい。従って、こうした理念への理解を政府に促すとともに、メディアの機能強化を通じ、国民の情報に対するアクセスの改善を図ることも必要である。

## （2）グローバル・アジェンダの目的設定の理由

本グローバル・アジェンダの最終的な目的は、普遍的な価値が実現し、一人一人の国民は幸福に生活できる社会を実現することである。こうした社会を実現する上では、普遍的価値を理解し、内在化した人材が育成され、指導的な立場を担っていくことが必要である。加えて、こうした理念を担保するための諸制度を構築し、それらの制度を適正に運用し、システムとして、普遍的価値の実現を図ることが併せて必要である。こうした理解を踏まえ、行政、司法およびメディアの制度の整備・改善及びそれらを担う人材の育成をグローバル・アジェンダの目的として設定した。

## （3）国際機関等の取組

- 1948年の第3回国連総会において採択された世界人権宣言は、第二次世界大戦における悲惨で非人道的な行為が世界に及ぼした影響を踏まえ、法の支配を通じて、言論の自由、基本的な人権の尊重、人間の尊厳と価値、男女同権といった普遍的な価値の実現に向けて努力することを宣言している。さらにそうした理念は、1966年に採択された国際人権規約を始め、様々な国際条約に結実することとなった。
- ラギー「人権と多国籍企業」に関する国連事務総長特別代表は、「ビジネスと人権に関する指導原則：「保護、尊重及び救済」枠組みにかかる指導原則」を策定し、これは2011年の第7回国連人権理事会において支持され、各国は同原則に基づく行動計画の策定を開始している。

#### (4) 日本政府の政策的重点

- 自由で開かれたインド太平洋：日本政府は、自由で開かれたインド太平洋の実現を通じて、太平洋からインド洋に至る地域の連結性の向上、当該地域全体の繁栄と安定の促進を目指しており、とりわけ、法の支配を含むルールに基づく国際秩序の確保については、本グローバル・アジェンダが政府方針の実現に貢献することが期待される。
- 人間の安全保障：法の支配を通じ、各個々人の基本的な自由及び権利が保障され、恐怖及び欠乏から免れ、尊厳を持って生きることができるとするのは、人間の安全保障の概念の基盤である。グローバル・アジェンダ「ガバナンス」は、行政・司法さらにはメディアの制度の整備、運用改善を通じ、各個人の基本的自由及び権利を保障し、恐怖及び欠乏からの自由の実現を目指すものであり、人間の安全保障の実現に寄与する。なお、その過程においては、様々な弱者に対しても、こうした基本的な自由と権利が担保されることを十分意識していく必要がある。
- 累次のG7,G8サミットの成果文書においても、透明性、清廉性、腐敗防止、グッドガバナンス等が各国の取り組むべき課題として合意されている。
- インフラシステム海外展開戦略2025において、「法制度整備支援として、協力覚書等を含む様々なチャネルを通じて把握したニーズに基づく基本法・特別法・事業関連法の立法支援、法制度の運用に従事する専門家の人材育成支援、汚職防止等のガバナンスの強化等経済活動の基礎となる司法インフラの整備支援、知的財産制度の構築支援等を実施する」ことが盛り込まれており、かかる戦略の実現にも貢献する。
- 「ビジネスと人権」に関する行動計画：日本政府もビジネスと人権に関する指導原則を支持する立場から、2020年10月に行動計画を策定し、企業活動における人権尊重の促進を図ることを目指しており、本グローバル・アジェンダの成果の貢献が期待される。

### 3. 日本・JICAが取り組む意義

適切なガバナンスは、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営されるために不可欠の要素であるとともに、格差の是正を始め、公正で包摂的な社会の実現を含む「質の高い成長」の前提をなすものである。以下の日本の強みを活かし、この分野の支援に積極的に取り組むことは、我が国の開発理

念を實踐し、日本に対する信頼感を高めることに加え、「自由で開かれたインド太平洋」構想を實踐し、その果実を実感させることにより、法の支配を含む普遍的価値への共感を醸成する意義がある。

また、日本は、150年前に、その近代化の過程において、各種の国家制度を欧米諸国から取り入れ、これを受容してきた経験を有している。法・司法分野においては、それまでの法体系とはまったく異なる西欧諸国の法体系の取り入れ、すなわち法の継受を行った。さらに、第二次世界大戦後においても、再び、アメリカの法制度を取り込み、いわば二度目の法の継受を行った。他方、行政制度においても、従来の幕藩体制、封建体制に基づく制度を全面的に改め、近代的な官吏制度や地方行政を国家が統一的に管理する府県制、市制、町村制が導入された。さらに、第二次大戦後は、これらが現行の公務員制度や地方自治制度へと全面的に改編された。

その過程において、欧米諸国からもたらされた概念を理解する人材を育成し、こうした人材が中核となって、司法・行政分野において、広く法律の起草・制度の構築・人材の育成にあたってきた。この際に、欧米諸国の法律、制度をそのまま日本に持ち込むのではなく、日本の社会・文化、さらには歴史的な背景も考慮しながら、時間をかけて新たな法律の起草・制度の構築等をおこなってきた。

こうした行政・司法制度の近代化を行ってきた経験を有する日本に対し、例えば司法においては、ベトナムが、民法制定に対する支援を求めてきたことをきっかけにインドシナ諸国やモンゴルといった体制移行を行った国々に対する協力を開始し、行政においては、それぞれの国には固有の状況と背景があるという観点を堅持して相手国の主体性と内発性を重視した地方行政を中心とする協力を実施し、相手国の課題をともに考え、相手国の現状に則した制度を構築するといういわゆる“寄り添い型”の手法により、成果を挙げるとともに、相手国の信頼を得てきた。このように法と行政の両面において、外国の制度を全面的に取り入れた経験を有している先進国は、他にはなく、また長年にわたり、こうした取り組みを通じて近代化を果たしてきた日本の経験・手法を、同様の課題に直面している開発途上国に共有していくことは、日本ならではの協力である。そして、こうした経験・手法を法・司法・行政分野で活躍する現役の実務家を通じて直接伝える枠組みを有しているのも日本の大きな強みである。

#### 4. グローバル・アジェンダの目的の貢献へのシナリオとクラスター

##### (1) グローバル・アジェンダの基本的な考え方及びアプローチ

- 本グローバル・アジェンダの目的の達成に向けて、制度の構築・改善と人材の育成・能力向上が両輪となる。第一に、制度の構築・改善は、人身・表現の自由、基本的人権、法の支配、民主主義といった理念を担保するものであり、法令の起草・解釈及び紛争解決を担う法・司法制度、法令の適用を担う行政制度、さらには国民の知る権利を実現し、かかる理念を担保するメディアについて、必要な制度の整備を支援するとともに、既存の制度についても、さらなる改善に向けた取組をしていく。第二に、こうした制度を実際に機能させていくために、かかる理念を十分理解し、制度の実際の運用を担っていく人材の育成を図るとともに、人材の育成を継続的に行うための枠組

みを形成していく。また、人材の育成に関しては、既に実務を担っている行政官、法曹及びメディア関係者の能力向上はもちろんのこと、次世代の育成の観点から、高等教育機関において法学、行政学又はメディア等の教育を担う人材の能力強化、さらには中長期的視点で、大学生、大学院生等に対する専門教育の充実も求められる。

- 行政の能力向上にあたっては、我が国自身の経験も踏まえつつ、公務員の人材育成に加え、行政と住民との協働をベースとした参加型の地方開発計画策定、事業実施、説明責任の向上に資する協力にも留意していく必要がある。
- 人身・表現の自由、基本的人権、法の支配、民主主義といった理念は概念的、抽象的なものであることから、こうした理念を理解することは容易ではなく、長期にわたって、様々な形でこうした理念に触れていくことが重要である。従って、各国の中核となる人材を念頭に、本邦での長期研修、留学の機会を積極的に提供し、こうした理念を内在化するための機会を与えていく。その際には、開発大学院連携等を通じ、専門分野のみならず、日本の経験の基礎となった日本の近代化の歴史等を共有していく。
- こうした取り組みを通じて、行政制度及び司法制度が整備され、かつ所期の目的に則してこれらの制度が機能するようになること、また、それを担う行政官及び法曹の能力が向上することの二つが実現されることによって、国民の行政手続又は紛争解決に関する予見性が向上すること、司法手続又は裁判外紛争解決手続（ADR）を通じて紛争を解決した者の数が増加すること、国民の司法や行政に対する信頼度の向上が図られること、さらには、メディア、特に公共放送事業体の体制強化を通じて、国民の知る権利を保障し、国民のメディアに対する信頼度の向上といった成果の発現を図り、グローバル・アジェンダの目的の実現につなげていく。
- 制度の構築・改善と人材の育成・能力向上を実現していく上で、主要な取組として、司法制度・メディアを対象とする「法の支配の実現」と行政制度を対象とする「行政機能強化」の二つを進めていく。「法の支配の実現」においては、法令の整備・運用、法執行の強化、司法アクセス、選挙管理の改善及びこれらを担う人材育成を図ることにより、普遍的な価値（基本的人権、自由、平等）を共有し、法の支配の実現を目指すとともに、メディアに関する制度の構築・強化及び人材育成を行うことにより、表現の自由を保障することによって、法の支配が実質的に担保される態勢の実現に貢献する。一方、「行政機能の強化」においては、普遍的な価値を実現していく上で、こうした価値観に基づき、適正かつ効率的に行政サービスを提供できる中央・地方の公務員制度の構築を支援するとともに、これを支える公共人材育成の枠組みの強化を図る。また透明性や当該地域の住民を含む自律的な意思決定に基づく、地方行政における開発計画や事業実施を行うための人員・体制強化の支援、市民等との協働を通じ、国民の権利や生活を守り、安定的な開発を進められる行政基盤の強化に貢献する。

## （2）クラスター

- 「法の支配の実現」「行政機能強化」の二つの主要な取組の中で、次の二つのクラスターを実施していく。また、「法の支配の実現」の取組において、国際場裏における

法の支配の観点から、「海上保安能力強化」クラスターは、本グローバル・アジェンダの一部としても位置付ける。

1) 「法の支配の実現」：普遍的な価値（基本的人権、自由、平等等）に基づき、法令の整備・運用能力や司法アクセスの向上、公共放送とメディアに対する支援を通じ、基本的な権利・自由の保障・実現及び公正かつ透明なビジネス環境整備を目指す。また、基本的人権をあらゆる層で担保すべく、脆弱層を守るための新たな取組も積極的に推進していく。

これまでの取組を通じて、長期研修で本邦に留学した帰国研修員が司法大臣に就任した事例を始め、各国の司法分野の要職を占める等の人材育成の成果を挙げつつある。また、法令の整備、司法アクセスにおけるコールセンター、調停制度等の実績をあげている。

これまでの成果を踏まえつつ、引き続き、民事法・経済法を中心として法令の整備及び運用・執行体制の強化を行う。また、紛争が生じた際に、国民が必要な支援を適時適切に受けられることも重要であることから、司法アクセスの向上についても重点的に対応をしていく。

また、国民の権利を実現、担保していく上で、表現の自由は大きな意味を有しており、その実現に寄与するメディアに関する支援も行っていく。

今後は、「ビジネスと人権」の取組を意識しながら、特に脆弱層を視野に入れ、ガバナにおける児童労働撲滅等新たな取り組みも形成していく。

これらの取組を行う上で、女性、障害者、少数民族、外国人といった脆弱層が取り残されることがないことが重要であり、彼らの権利を保障し、必要な司法アクセスを担保するためのメカニズムを取り込んでいくことに留意する。また人材育成を行う際には、協力対象機関の職員の現状を踏まえ、組織全体としてのジェンダーバランスの実現を視野に人選を行っていく。

具体的には、以下のいずれか又はそれらの組み合わせにより、目標の実現を目指す。

① 法令・整備運用

➤ 民事法・経済法分野における基本法令の整備・運用に係る支援：法令の起草、立法過程のみならず、実際の執行を行うために必要となる人材育成等を合わせて実施する。

➤ 法令相互間の適合性を確保するための取り組みの支援

② 司法アクセス

➤ 弁護士会の設立支援

➤ 公的法律扶助制度の設立、運用に関する支援

➤ 紛争解決制度の改善、特に裁判外紛争解決制度の導入・運用に対する支援

③ 法曹人材の育成

➤ 法曹人材に対する研修制度の構築

#### ④ メディア

- 公共放送の機能強化に対する支援
- メディアを巡る諸制度の改善・向上のための取り組み

#### ⑤ 脆弱層の権利を守るための取組

- 開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォームの推進、ガーナにおける児童労働撲滅の取り組みやアフガニスタンにおける女性警察官研修等脆弱な立場にある者の基本的な人権の改善の取り組み

本クラスターにおいては、これまでの協力の発展を主眼とする協力（「発展型協力」）と新たな課題の開拓を主眼とする協力（「新規開拓型協力」）を同時に展開する。

・発展型協力においては、これまでの協力の成果を活かしながら、さらなるインパクトが期待でき、クラスターの目的の達成に寄与できる地域・国を、関係省庁等からのリソースの確保の可能性も勘案しながら選定し、重点として協力を進めていく。より具体的には、メコン諸国及びインドネシア、モンゴル、ネパールについては、上記①～③の取組を、後述の戦略的取組に示すような工夫を行いながら、発展的に継続していく。また、アフリカ地域については、②の司法アクセスの向上に向けた取組を中心に据えつつ、①の法令・整備運用にかかる協力をも選択的に実施していくこととし、具体的には、現在同地域で実施中である司法アクセス及びビジネス法支援にかかる調査の結果を受けた計画を、これまでのアジアを中心とした協力の経験も土台としながら、策定していく。また、これ以外の国・地域については、課題別研修を通じた協力を中心としていく。④のメディアについては、何らかの形で体制の変革が行われている国を主たる対象として協力を実施していく。

・これに対し、新規開拓型協力においては、新たな課題を設定の下、既存の協力リソースの枠を超えた幅広いステークホルダーの関与を得ながら、当該課題の解決に向けた協力を進める。当面は、「ビジネスと人権」にかかる協力に取り組むべき具体的な課題と設定し、日本の企業や消費者等と関係の深い産業におけるサプライチェーン上の人権侵害の防止等のための協力を計画・実行する（上記⑤に関連）。同課題に関しては、2020年1月に「開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム」を設立したほか、現在、ガーナにおける児童労働撤廃のための制度設計、複数国における新型コロナを受けた脆弱な労働者の保護にかかる調査を実施しており、今後、その実施状況・結果を踏まえた具体的な計画を策定していく。その際、特に後者の調査との関係では、内外一元化の観点から、外国人労働者受入上の課題解決に向けた貢献を行っていくことを目指す。

2) 「公務員及び公共人材の能力強化」：法の支配等の普遍的価値及び住民との協働の視点に基づいて適正かつ効率的な行政サービスを提供できる中央・地方の公務員制度の構築、人材育成を図るとともに、国民へのサービスデリバリーに必要

な計画立案、事業実施の能力の強化を図ることを目指していく。こうした目標を達成していく上で、公正な公務員採用制度、行政手続の透明性や清廉性、関係する住民が包摂的に意思決定に参加できるプロセス等に留意しながら、支援を実施する。

具体的には以下の協力を想定している。

- ① 公務員制度
  - 公務員の試験制度、研修制度に改善に関する支援
  - 市民へのサービスデリバリー向上に寄与する地方行政官の人材育成
- ② 公共人材の育成
  - 国家又は地方のリーダーとして活躍することが期待される人材の育成及び日本とのネットワークの構築
- ③ 地方自治体の計画策定・実施能力向上
  - 市民や民間の参加・協働を踏まえた地方行政による開発計画策定や事業実施を可能にする中央・地方の制度・体制構築強化支援。

「公務員及び公共人材の能力強化」クラスターについては、「法の支配の実現」クラスターとの連携の視点を意識して協力対象地域を選定していく。こうした視点からは、アジアにおいてはCLMV諸国、中央アジア諸国及びバングラデシュを主たる対象として想定される。アフリカについては、TICADⅦにおける「制度構築とガバナンス強化」の取組を踏まえ、タンザニアに対する長年の協力の成果を活用しうる国への展開の可能性を検討する。

なお、全体的な投入可能なリソースを踏まえつつ、既存案件の成果の発現及び展開の可能性にも留意する。

### 3) 「海上保安能力強化」

国際場裏、特にインド太平洋における法の支配の実現の観点から、各国の国内における法の支配の実現に向けた取り組みのみならず、国際社会における法の支配の実現に向けた取り組みも重要であり、特に海洋における法の執行にあたる

「海上保安能力強化」は、本グローバル・アジェンダの目的達成にも大きく貢献するものであり、その一部としても位置付けられる。具体的には、国際公法に関する課題別研修、長期研修を通じて、海上保安を担う組織の国際法に関する知見、経験の向上を図っていく。なお、本クラスターについては、グローバル・アジェンダ「運輸交通」にも位置付けられる。

- グローバル・アジェンダ「ガバナンス」は、現行中期計画期間（2017.4～2022.3）中と同規模の協力を継続していくことを目指す。
- 協力の成果のインパクトを拡大する上で、開発政策借款の政策マトリックスを通じた政策レベルの打ち込み等、資金協力との密接な連携を図る。

## 5. グローバル・アジェンダ、クラスターに関する戦略的取組の工夫

### (1) イノベーション活用

- 日本においては、当該分野のデジタル化・DX化は必ずしも進んでいないが、政府のデジタル化推進の方針を踏まえ、今後、様々な取組が行われる見込みである。また、裁判のIT化に向けて、現在、法改正を含めた検討が開始されている。今後の協力にあたって、こうした日本の検討過程、新たな取組についても共有していく。また、行政のデジタル化に向けて、民間セクターからも様々な提案が行われることが想定されるが、そうしたものについても、積極的に取り入れ、開発途上国での成果を共有し、日本でも活用できるよう双方向での協力関係を構築していくことに留意する。
- また、電子政府の取り組みについては、先進的な取組を行っている地方自治体も出ており、こうした地方自治体の事例についても、積極的に情報収集を行い、活用を図っていく。

### (2) 日本の経験の活用・JICA 開発大学院連携

- 技術協力による長期研修や無償資金協力（JDS）を通じて、法学・政治学の分野で年間150人前後の留学生在が来日していることから、これらの留學生についても本グローバル・アジェンダの一部をなすものとして、中長期的なネットワークを構築し、現地における協力の中核的な人材としての活用を図る。
- また、本グローバル・アジェンダのコンポーネントとしても留學生プログラム「法制分野の中核人材」にて2017年より博士課程の留學生を受入中である。さらに、裾野の拡大及び技術協力との有機的な連携を目指し、2020年から修士課程の留學生の受入を開始した（「法・司法分野の中核人材」他）。  
さらに、FOIPに関連し、国際場裏における法の支配を推進する観点から、「国際公法分野の中核人材」プログラムの実施も検討している。今後も、修士課程の留學生の受入を拡大（2025年までに80名以上の新規受入）し、「法の支配」の概念を内在化した人材の育成を図るとともに、中期長期的視野での未来のリーダーと知日派人材の育成を行う。また、技術協力プロジェクト活動への関与の場を留学中、留学後に継続的に提供していくことを通じ、日本の大学や留學生の所属元機関など、プロジェクトに関与するステークホルダーの拡充・強化につなげるとともに、当該人材が将来的には日本人専門家を代替し、日本の協力の卒業を加速することも狙う。
- 「公務員及び公共人材の能力強化」クラスターにおいても留學生プログラム「住民参加型の地方行政」を実施している。
- ガバナンス分野においては、実務に関する知識・経験は主に官のリソースとなることから、省庁関係者、法曹関係者さらには研究者との密接な連携協力を行っていく。地方との連携の観点から、地方創生の取組を様々な形で発信するとともに、開発途上国からのインバウンドの交流についても支援することにより、行政分野における価値の共創を目指していく。
- さらに、これまでのODAの協力の成果を踏まえ、日本から相手国への支援の段階から、相互に知見を共有する段階へと移りつつある国も生じてきており、関係するステ

ークホルダーを包含する「ガバナンス」分野のプラットフォームの形成も行い、双方向のネットワークの発展を図っていく。

(3) 広範な外部資源動員のための具体的取組

- UNDP や EU をはじめ、多くのドナーがガバナンス分野の支援に取り組んでいるが、複数のドナーが適切に役割分担をすることにより、大きな効果を上げられることから、他のドナーとも積極的に協調していく。

## 6. その他 留意事項

### ア) 新型コロナウイルス感染症に対する対応

- 新型コロナの世界的な蔓延に伴い、様々な法的問題が生じている。こうした問題に対しどのように対応していくのが課題となっており、例えば、個人や企業の収入の大幅な減少に伴う債務履行への影響や、国際的な移動の制約により物流が遅延したことに伴う契約上の問題等法的な紛争処理を迅速に行う必要性が生じている。さらに脆弱層については、そもそも基礎的な生活水準すら賄うことが困難となっている状況下で、直面している法的問題の解決、権利の救済を図る上で、行政サービスの確実な提供及び司法アクセスの実現にこれまで以上に留意していく必要がある。

### イ) 他グローバル・アジェンダとの関係

- 人間の安全保障を実現するという観点からは、グローバル・アジェンダ「平和構築」と密接な関係を有しており、脆弱国に対する支援は当該グローバル・アジェンダが担いながら、将来的にはグローバル・アジェンダ「ガバナンス」を通じた制度整備・人材の育成・能力強化へと移行することを想定している。
- 法令や制度の整備及びこれらを担う人材の育成という課題は、他のグローバル・アジェンダにも共通する基礎的な基盤であり、特に法令・整備に関する取組手法等については、他のグローバル・アジェンダにも展開していく。
- 基本的人権の実現という観点からは、保健、教育、社会保障といった様々なグローバル・アジェンダにおける取り組みも、こうした基本的人権、とりわけ社会権の実現に大きく寄与するものであることから、クロスセクトラルな取組を積極的に検討していく。先行的に取組を開始している児童労働や脆弱な労働者の保護等の課題においては、複数のグローバル・アジェンダが有機的に協力していくことが極めて重要となる。

### ウ) 実施体制

- 本グローバル・アジェンダの実施体制：本グローバル・アジェンダにおいては、案件の形成、管理に、10%ルールも活用しながら、ガバナンス KMN のメンバーの参画を図っていく。

以上